



和歌山市公報

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 日
第 1 7 9 8 号発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
47	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則・・・（人事課）	3
48	和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	5

【 告 示 】

147	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	7
148	公示送達（令和 6 年度第 9 期介護保険料督促状）・・・	（介護保険課）	8
149	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	9
150	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	10
151	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	11
152	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	12
153	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	13
154	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	14
155	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	15
156	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	16
157	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	17
158	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	18
159	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	19
160	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	20
161	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・	（障害者支援課）	21
162	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・	（障害者支援課）	22
163	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・	（障害者支援課）	23
164	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	24
165	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・・・	（障害者支援課）	25
166	自転車等の移動及び保管・・・	（まちなみ景観課）	26
167	自転車等の移動及び保管・・・	（まちなみ景観課）	27
168	放置自転車等の処分・・・	（まちなみ景観課）	28
169	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	29
170	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	30
171	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	31
172	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	32
173	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	33
174	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・	（市民自治振興課）	34

175	令和 7 年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	35
176	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・	（保険総務課）	36
177	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	（保険総務課）	37
178	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	（市民自治振興課）	38
179	公示送達（令和 6 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和 7 年度（令和 6 年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））・・	（介護保険課）	39
180	公示送達（令和 5 年度国民健康保険料更正通知書並びに令和 6 年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・	（国保年金課）	40
181	公示送達（令和 6 年度第 7 期から第 9 期まで国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	（国保年金課）	41
182	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・	（障害者支援課）	42

【 公 告 】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	（都市計画課）	43
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	（都市計画課）	44
○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧・・・・・・・・	（農林水産課）	45
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	（地籍調査課）	47
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・	（地籍調査課）	48
○	和歌山市今福霊園の使用者の募集・・・・・・・・	（保険総務課）	49

【 選挙管理委員会告示 】

13	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	51
----	--------------------	--------------	----

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 47 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（和歌山市職員給与条例施行規則の一部改正）

第 1 条 和歌山市職員給与条例施行規則（昭和 26 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市職員恩給条例施行規則の一部改正）

第 2 条 和歌山市職員恩給条例施行規則（昭和 28 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第 34 号様式及び第 35 号様式中「懲役もしくは禁この刑」及び「懲役または禁この刑」を「拘禁刑」に改め、「昭和」及び「㊤」を削る。

（和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和 40 年規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 19 号様式（裏面）、第 20 号様式（裏面）及び第 21 号様式（裏面）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正）

第 5 条 和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 49 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 第 4 号及び第 26 条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市自動車臨時運行許可条例施行規則の一部改正）

第 6 条 和歌山市自動車臨時運行許可条例施行規則（平成 12 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市介護保険施行規則の一部改正）

第 7 条 和歌山市介護保険施行規則（平成 12 年規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 33 号及び別記様式第 36 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則の一部改正）

第 8 条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する規則（平成 18 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 21 号（裏面）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業

に関する条例施行規則の一部改正）

第 9 条 和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第 10 条 和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 18 年規則第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正）

第 11 条 和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号エ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則の一部改正）

第 12 条 和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 懲役又は禁錮に処せられた者に係る人の資格に関する規則の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

3 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

4 この規則の施行の際、現に存する第 7 条の規定による改正前の和歌山市介護保険施行規則別記様式第 33 号及び別記様式第 36 号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

5 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成 6 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市職員恩給条例施行規則の項中「、第 32 号様式、第 34 号様式及び第 35 号様式」を「及び第 32 号様式」に改める。

（令和 7 年 4 月 30 日揭示済）

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 4 8 号

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 7 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「1 2 月」を「1 2（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数の月数については 1 8）」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「（5 年を超える年数があるときは、これを切り捨てた年数）」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により切り捨てた 1 未満の端数に 1 2 を乗じて得た数は、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に定める号数に換算し、同項の規定による号給の号数に加えることができる。

- （1）3 以上 6 未満 1 号
- （2）6 以上 9 未満 2 号
- （3）9 以上 3 号

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間における経験年数を有する者の号給に関する特例）

2 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による改正後の第 1 4 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（6 年 5 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（6 年 5 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

3 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による改正後の第 1 4 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（7 年 7 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（7 年 7 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

4 令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による改正後の第 1 4 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（8 年 8 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（8 年 8 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

5 令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による改正後の第 1 4 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（9 年 1 0 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（9 年 1 0 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

6 令和 1 2 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの規則による改正後の第 1 4 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（1 0 年 1 1 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあ

るのは「超える経験年数（10 年 11 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

- 7 令和 13 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の第 14 条第 1 項の適用については、同項第 1 号中「経験年数」とあるのは「経験年数（12 年 1 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第 2 号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（12 年 1 月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

（令和 7 年 4 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 8 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 6 年度	第 9 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 7 年 4 月 3 0 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 4 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 1 0 8	放課後等デイサービス ストロベリーハート	和歌山県和歌山市新通 7 丁目 2 番 1 号	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人ストロ ベリーハート	和歌山県和歌山市新通 7 丁目 2 番 1 号	令和 3 年 1 1 月 1 日（ 児童発達支援） 令和 3 年 6 月 1 日（放 課後等デイサービス）	令和 7 年 3 月 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 5 0 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 0 6 9 6	かめのご塾	和歌山県和歌山市中之 島 1 2 8 0	放課後等デ イサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人かめの こ会	和歌山県和歌山市中之 島 1 2 8 0	平成 2 8 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 5 1 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 0 5 0 6	児童デイサービスあい ・らんど	和歌山県和歌山市森小 手穂 2 - 1	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田 2 4 5 6 - 1	平成 2 5 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 5 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者による当該指定通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 0 2 3 3	児童デイサービスあい	和歌山県和歌山市梶取 2 0 - 1	児童発達支 援	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	和歌山県西牟婁郡上富 田町 2 4 5 6 - 1	平成 2 4 年 4 月 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 5 3 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 3 9 7	みーたん	和歌山県和歌山市松島 1 3 8 番地 5	児童発達支援・放課後等デイサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社 I プラス	和歌山県和歌山市松島 1 3 8 番地 5	令和 7 年 3 月 1 日	令和 1 3 年 2 月 2 8 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 5 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 1 0 8	放課後等デイサービスストロベリーハート	和歌山県和歌山市新通 7 丁目 2 - 1	児童発達支援・放課後等デイサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社 J O A N S T A R	和歌山県有田市箕島 2 6 - 5	令和 7 年 3 月 1 日	令和 1 3 年 2 月 2 8 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 5 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 0 5	キッズにじ 2	和歌山県和歌山市榎原 1 8 4 番地 8	児童発達支援・放課後等デイサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社 虹	和歌山県和歌山市木ノ本 4 1 7 番地 1 0	令和 7 年 3 月 1 日	令和 1 3 年 2 月 2 8 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 5 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 4 7	生活介護事業 所あい・らん ど	和歌山県和歌山 市森小手穂 2 - 1	共生型放課後等デ イサービス	2 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
社会福祉法人 和歌山県福祉 事業団	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2 4 5 6 - 1	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 5 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 3 3 0	ひかり	和歌山県和歌山市関戸 1 丁目 2 番 3 1 号	放課後等デイサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
学校法人バプテスト学園	和歌山県和歌山市関戸 1 丁目 2 番 3 1 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 5 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 1 3	児童発達支援 リズムジカ	和歌山県和歌山 市鳴神 3 - 1 2	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス・保育所等訪問 支援	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社カナ リア	和歌山県和歌山市田尻 7 7 5 - 2 4	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 5 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 2 1	コ・ラーニング スペース L i b	和歌山県和歌山 市有家 7 2 番地 1 7	放課後等デイサー ビス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社リソ フル	和歌山県和歌山市有家 7 2 番地 1 7	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 0 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 5 4	LASHIK 松江	和歌山県和歌山市松江西 2 - 5 4 3 - 3	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社 HYT	和歌山県和歌山市粟 1 4 番地 4 タ イガー健康くらぶ	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 1 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 3 9	こども発達支援スマイルウェル 2	和歌山県和歌山市津秦 3 7 番地 2	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社スマイルウェル	和歌山県和歌山市津秦 7 7 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の 名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害 種別
3 0 2 0 1 2 3 7 0 3	てんまり w i t h	和歌山県和歌山市 加納 2 6 2 - 1 5	共同生活援助	知的障害・精神障害

事業者の名称	事業者の主たる事務 所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社ネコノカク レガ	和歌山県和歌山市 梅原 3 6 6 - 1 ステッラ I 2 0 1 号室	令和 7 年 2 月 1 日	令和 1 3 年 1 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の 名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害 種別
3 0 1 0 1 2 4 7 9 4	JC ファミ リー	和歌山県和歌山市 加新堺丁 1 2 宮 本ビル	短期入所（空床 利用型）	身体障害・知的障害・ 精神障害・難病等

事業者の名称	事業者の主たる事務 所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
特定非営利活動法人 JC ファミリー	和歌山県和歌山市 有本 7 2 1 番地 1 9	令和 7 年 4 月 1 日	令和 1 3 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 6 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 4 項の規定に基づく指定特定相談支援事業者による指定計画相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	主たる対 象とする 障害種別
3 0 3 0 1 2 3 1 5 6	ほっとケアマネステー ション	和歌山県和歌山市紀三 井寺 6 5 5 - 1	計画相談支 援	特定なし

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
有限会社 LOHAS	和歌山県有田郡湯浅町 栖原 5 5 - 1 0	令和元年 8 月 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者による当該障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第 2 4 条の 3 7 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る 種類	主たる対 象とする 障害種別
3 0 7 0 1 0 1 0 5 4	ほっとケアマネステー ション	和歌山県和歌山市紀三 井寺 6 5 5 - 1	障害児相談 支援	特定なし

事業者の名称	事業者の主たる事務所の 所在地	指定年月日	廃止年月日
有限会社 LOHAS	和歌山県有田郡湯浅町 栖原 5 5 - 1 0	令和元年 8 月 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日

（令和 7 年 4 月 1 7 日掲示済）

和歌山市告示第 1 6 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 5 日及び同月 1 1 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 3 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 4 月 1 8 日揭示済)

和歌山市告示第 1 6 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 4 月 3 日及び同月 1 4 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 4 月 1 8 日揭示済)

和歌山市告示第 1 6 8 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 4 月 2 1 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 1 月 1 4 日	令和 7 年 1 月 1 7 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 1 月 7 日、同月 9 日及び同月 1 5 日	令和 7 年 1 月 1 7 日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 1 月 6 日及び同月 1 4 日	令和 7 年 1 月 1 7 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

（令和 7 年 4 月 1 8 日揭示済）

和歌山市告示第 1 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 5 号

令和 7 年 4 月 2 2 日市長において専決処分した令和 7 年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 7 年 4 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 1, 7 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 0, 5 2 7, 0 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（令和 7 年 4 月 2 3 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 6 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 2 3 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 7 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 2 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 7 年 5 月 1 2 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 2 3 日揭示済）

和歌山市告示第 1 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
馬場栗栖自治会	区域	栗栖 1 番地から 7 6 番地、3 2 1 番地から 3 3 7 番地、3 4 0 番地から 3 5 1 番地、3 6 1 番地から 3 7 2 番地、3 9 9 番地から 5 4 5 番地、8 9 9 番地から 9 4 5 番地及び出島 3 4 5 番地から 3 5 1 番地まで	栗栖 1 番地から 5 6 番地を除き 7 6 番地、1 1 5 番地から 1 3 8 番地、3 2 1 番地から 3 3 7 番地、3 4 0 番地から 3 5 1 番地、3 6 1 番地から 3 7 2 番地、3 9 9 番地から 5 4 5 番地、8 9 9 番地から 9 2 1 番地 1 0 を除き 9 5 0 番地、及び出島 3 4 5 番地から 3 5 1 番地、岩橋 1 9 0 番地まで	令和 7 年 4 月 3 0 日

(令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済)

和歌山市告示第 1 7 9 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	
令和 7 年度 （令和 6 年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 0 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 7 年 5 月 2 3 日に変更する
令和 6 年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和 7 年 5 月 2 3 日に変更する
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 5 月 2 3 日に変更する

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 1 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 6 年度	第 7 期から 第 9 期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 7 年 5 月 1 2 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済）

和歌山市告示第 1 8 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 6 2	げんきっず	和歌山県和歌山市和佐関戸 5 1 番地 1	放課後等デイサービス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
一般社団法人 Shake Hands	和歌山県和歌山市和佐関戸 5 1 番地 1	令和 7 年 5 月 1 日	令和 1 3 年 4 月 3 0 日

（令和 7 年 5 月 1 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市有家字瀬見田 1 5 番 3、1 5 番 5、1 9 番、2 0 番、2 1 番、2 2 番 2、2 4 番 4、2 5 番 4、3 0 番 2、3 2 番、3 3 番、津秦字 碓 5 8 番 2、5 9 番、6 0 番、6 1 番 2、7 2 番 3、里道、水路、市道	和歌山市中之島 1 5 1 8 番地 中之島 8 0 1 ビル 5 階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和 7 年 4 月 1 7 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市布施屋字太郎坊 5 番 1	和歌山市三葛 5 2 1 番地 日之出建設株式会社 代表取締役 沼井克行

（令和 7 年 4 月 2 1 日揭示済）

公 告

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 1 項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和 7 年 4 月 2 5 日から令和 7 年 5 月 2 6 日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 2 項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 1 条第 3 項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 4 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号 6 4 0 - 8 5 1 1

和歌山市七番丁 2 3 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 7 年 5 月 2 6 日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

- (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号 6 4 0 - 8 5 1 1

和歌山市七番丁 2 3 番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 1 0 日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の団体若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類

及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

（令和 7 年 4 月 2 5 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
 - （1）和歌山市布引字北出 4 5 7 番 4
 - （2）和歌山市布引字北出 4 5 7 番 5
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 2 5 日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字北出 2 8 9 番 2
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5
- 3 筆界案を確認することができる者
1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 4 月 2 5 日揭示済）

公告

和歌山市営墓地条例施行規則（平成 4 年規則第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき、和歌山市今福霊園使用者の募集について、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 募集用地等

- (1) 名称 和歌山市今福霊園
- (2) 所在地 和歌山市今福 2 丁目 2 番 4 号
- (3) 公募区画数 7 0 区画
- (4) 区画の大きさ 1 区画当たり 9 1 c m × 9 1 c m、1 人につき本市指定の募集区画地のうち 1 か所
- (5) 使用料 1 区画につき 4 5 0, 0 0 0 円

2 申込みをすることができる者の資格

次の（1）から（3）までの全てを満たす者は、1 人につき本市指定の募集区画地のうち 1 か所に限り、申込みをすることができる。

- (1) 申込み時に和歌山市に住民登録をし、居住している者
- (2) 慣習に従って祭祀を主宰する者
- (3) 死亡した人の遺骨があり、使用許可を受けた日から 1 年以内に埋蔵することができる者

3 申込みをすることができない者

次のいずれかに該当する者は、申込みをすることができない。

- (1) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者と同一世帯に属する家族の者
- (2) 現在、今福霊園の使用許可を受けている者で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとするもの
- (3) 分骨のみの埋蔵を行う者
- (4) 将来のため墓地を確保したい者

4 申込書の配付

令和 7 年 5 月 7 日（水）から和歌山市役所東庁舎 1 階保険総務課及び和歌山市今福霊園管理事務所で配付し、郵送による配付は原則として行わない。

5 申込受付期間等

- (1) 受付期間 令和 7 年 5 月 2 0 日（火）から令和 7 年 5 月 3 0 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 各日とも午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- (3) 受付場所 和歌山市役所東庁舎 1 階保険総務課。なお、郵送による申込みは、原則として受付を行わない。

6 申込み時に必要な書類

- (1) 申込みに当たっては、次の書類を提出すること。

ア 墓地使用申込書（指定様式） 1 部

イ 申請者本人の居住地が確認できる公的書類（マイナンバーカード、住民票、運転免許証、健康保険証等）の写し 1 部

ウ 被埋蔵予定者又は被改葬予定者を確認できる書類（埋火葬許可証、戸籍等）の写し 1 部
（複数の者の遺骨がある場合は、被埋蔵予定者又は被改葬予定者のうち 1 人分でよい。）

- (2) 使用が確定した者には、墓地使用許可申請書等の書類を改めて提出させる。なお、詳細は、対象となる者に別途通知する。

7 使用区画等の決定

- (1) 希望区画において申込みが重複したときは、公開抽選により使用予定者を決定する。重複していない場合は、そのまま使用予定者とする。
- (2) 公開抽選により決定した使用予定者が辞退した場合は、その区画を希望していた者の中から繰り上げて使

用予定者を決定する。なお、繰り上げる順番は、公開抽選時に決定しておく。

（3）墓地使用申込書を提出した後に別の区画に変更したい場合は、受付期間中であれば、1 回に限り変更することができる。

（4）受付期間中は、保険総務課窓口で各区画の最新の申込状況を掲示するので、参考にすること。申込状況は、電話でも答える。また、和歌山市ホームページでも公開する。なお、和歌山市ホームページでの申込状況は、午後 5 時 1 5 分現在のものを翌日午前 9 時頃に更新する予定である（土曜日及び日曜日を除く。）。

（5）公開抽選の日時等は次のとおりとする。

ア 日時 令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 1 時 3 0 分から

イ 会場 和歌山市役所 東庁舎 3 階 第 2 会議室

（6）申込受付終了後、抽選の有無等を申込者全員に郵送で通知する。

8 随時募集

今回の募集区画内で空き区画が生じた場合は、令和 7 年 7 月 1 日（火）から随時募集の申込受付を行う。詳細については、保険総務課まで問い合わせること。

9 その他

（1）家族や他の親族の者による重複申込みを行った場合は、無効とする。

（2）使用料とは別に、墓地の整備及び管理に要する費用の一部を、使用者から年間管理料として毎年徴収する。年間管理料は 1, 5 0 0 円に使用区画 1 区画当たり 2 0 0 円を加えた額とする。

（3）問い合わせ先

和歌山市役所東庁舎 1 階保険総務課総務企画班 電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 6 9

和歌山市今福霊園管理事務所 電話 0 7 3 - 4 2 2 - 0 6 7 7

（令和 7 年 5 月 1 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 3 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 5 月 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1）選挙人名簿から抹消するについて
 - （2）個人演説会等の公営施設の指定の追加及び取消しについて
 - （3）和歌山県知事選挙における投票所入場券の様式を定めるについて
 - （4）和歌山県知事選挙における登録の移替えをしない時期を定めるについて
 - （5）和歌山県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
 - （6）和歌山県知事選挙における期日前投票所及び不在書投票を行う場所を定めるについて
 - （7）和歌山県知事選挙における期日前投票所の開始時刻の繰下げについて
 - （8）委員長専決処分について
 - （9）和歌山県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - （10）和歌山県知事選挙における投票所を定めるについて
 - （11）和歌山県知事選挙における投票所閉鎖時刻の繰上げについて
 - （12）和歌山県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - （13）和歌山県知事選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - （14）和歌山県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （15）和歌山県知事選挙における開票の場所及び日時について
 - （16）和歌山県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - （17）和歌山県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （18）和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
 - （19）和歌山県知事選挙における投票立会人の選任について
 - （20）和歌山県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

（令和 7 年 4 月 3 0 日揭示済）